

まちの駅設置事業繰越報告承認

一般質問は3人が登壇

第8回鏡石町議会定例会は6月5日（月）から9日（金）まで開かれ、平成28年度予算の専決処分や鏡石まちの駅（仮称）「かんかん館」設置事業等繰越報告合わせて26の案件を審議し、議決しました。また、一般質問は6月6日（火）に行われ、3名の議員が登壇。多岐に渡り町政を質しました。

からの補助事業情報提供が遅れたために、年度内に執行されずに繰越されているものもありました。



改修されるコミュニティセンター

意しました。任期は平成32年9月30日までとなります。

農業委員会委員の任命について同意

昨年度に制定された「鏡石町農業委員会委員等の定数に関する条例」に基づき任命された9人の農業委員会委員について同意いたしました。任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日までとなります。

繰越10件で震災は1件

今定例会では専決処分等14件の報告があり、一般会計及び特別会計合わせて10事業の繰越明許の報告がありました。この中で、東日本大震災関連の繰越事業は、森林整備と放射性物質の拡散防止対策を一体的に実施し、森林の再生をめざす「ふくしま森林再生事業」の1件だけとなり、震災の影が薄くなってきたことがうかがえました。

また、繰越した事業の中には「臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業」のように国

一般会計の繰越事業の主なものとしては、鏡石まちの駅（仮称）「かんかん館」設置事業が挙げられます。この事業は、国の地方創生拠点整備交付金と県の地域創生総合支援事業補助金をあて、1階の事務所、駅待合室、売店の約290㎡を改修、観光案内動画が提供できる設備を導入する計画で、事業費として1億4千9百75万8千円を繰り越すものです。

中学校防球ネット設置工事契約議決

校庭から近隣の住宅地にボール等が飛び出すことを防ぐための鏡石中学校の防球ネット設置工事の請負契約締結議

教育委員会委員の任命について同意

現委員の死去に伴い、後任の教育委員会委員としての任命の同意が求められ、中町在住の力丸次雄さんの任命に同

- 案は、定例会開会日の6月5日（月）に提出され、次の内容で原案どおり可決しました。
- 契約の目的
鏡石町立鏡石中学校防球ネット設置工事
 - 契約の方法
指名競争入札
 - 契約の金額
5千3百67万6千円
 - 契約の相手方
高田工業株式会社
 - 支店長 角田真美



議場にてごあいさつをいただきました

意見書提出の議員発議2件提出

今定例会には吉田孝司議員による議員発議2件が提出されました。発議は「福島第一原子力発電所事故避難者への支援拡充に関する意見書の提出について」、「福島県内全ての原子力発電所の廃炉を強く求める意見書の提出について」で、これら2件は総務文教常任委員会（菊地洋委員長）に付託し審議しました。6月9日（金）本会議において菊地委員長から委員会審議報告があり、委員会決定のとおり可決しました。可決された意見書については、内閣総理大臣ほか関係大臣に送付いたしました。

請願3件陳情1件審査、内2件採択

今定例会には請願3件、陳情1件が提出され、各常任委員会に付託され、6月8日（木）に開かれた常任委員会において審議しました。

総務文教常任委員会（菊地洋委員長）に付託された案件、請願第3号「東京電力福島第

二原子力発電所の全基廃炉を求める意見書提出を求める請願」並びに陳情第12号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書」については、委員会で審議の結果、2件とも「採択すべきもの」と決しました。また、産業厚生常任委員会（長田守弘委員長）に付託された案件、請願第4号「県中都市計画の早期見直しを求める意見書の提出に関する請願」並びに請願第5号「水道料金の見直しに関する請願書」については、委員会で審議の結果、2件とも「不採択すべきもの」と決しました。

この審議結果については、議員発議と同様に定例会の最終日6月9日（金）本会議において各委員長から委員会審議報告があり、委員会決定のとおり請願第3号及び陳情第12号については採択、請願第4号及び第5号については不採択となりました。

なお、採択された陳情第12号について、次の意見書案を可決し、国の関係機関へ送付

採択した請願第3号「東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を求める意見書提出を求める請願」に基づき、下記のとおり東京電力へ要望書として送付いたしました。

東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を強く求める要望書

東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生から6年が経過したが、いまだに多くの被災者が避難生活を余儀なくされ、被災者一人ひとりの生活再建は極めて厳しい状況にあり、また、多くの人々が放射線による健康不安を感じながら生活している。生産者及び観光に携わる人々は、風評被害と対峙しながら失われた信頼の回復に向け懸命に奮闘している。国や東京電力は、被災者に対し生活再建の補償を継続して行い、人々の健康、とりわけ子どもたちの健やかな成長を長期にわたって保障することが必要である。

また、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業が続けられているが、燃料デブリの取り出しやそこで働く人たちの放射線被ばくなど、重要な課題が残されたまま、前途多難な状況にある。

歴史的な被害を受けた福島県民である私たちは「福島県では原子力発電は将来にわたり行わないこと」を求める。そのためには、東京電力福島第二原子力発電所の再稼働はあり得ない。

よって、国及び東京電力においては、現在存廃が未定となっている東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を国及び東京電力の責任で早急に実現するよう強く要望する。

平成29年6月9日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

福島県岩瀬郡鏡石町議会 議長 渡 辺 定 己